

自治基本条例 他市町村比較表 危機管理

参考

|     | 龍ヶ崎市   | 東海村  | 余市町(北海道)   | 杉戸町(埼玉県)   |
|-----|--|--|--|--|
| 名称  | 龍ヶ崎市まちづくり基本条例  | 東海村自治基本条例  | 余市町自治基本条例  | 杉戸町自治基本条例  |
| 施行日 | 平成27年9月1日  | 平成24年10月1日   | 平成30年4月1日  | 平成27年7月1日  |
|     | <p>(危機管理)</p> <p>第 30 条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、危機管理体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民及び関係機関との連携及び協力を図り、災害等に備えなければならない。</p> <p>3 市民は、平常時から自己の安全確保に努めるとともに、地域の安全の確保のため相互に協力して災害等に備えるものとする。</p> | <p>(危機管理)</p> <p>第 23 条 村は、原子力事故による災害及び自然災害等に備え、地域防災計画等を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集と村民への提供及び防災訓練を行います。</p> <p>2 村は、原子力事故による災害及び自然災害等に備え、村民及び関係機関との協力、連携及び相互支援を図ります。</p> <p>3 村民は、原子力事故による災害及び自然災害等の発生時において、自らを守る努力をするとともに、相互に協力して自らの果たす役割を認識し、対応するものとします。</p> | <p>(危機管理)</p> <p>第18条 町は、災害、不測の事態等の緊急時に対処するため、機動的な危機管理体制を確立し、町民の生命及び財産を守るために必要な措置を講じます。</p> <p>2 町民は、緊急時において自ら身を守り、また、相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備に努めます。</p> <p>3 町民及び町は、あらゆる危機に対応するため、常に連携します。</p> | <p>(危機管理)</p> <p>第19条 執行機関は、町民の生命、身体及び財産を保護するため、災害等の緊急事態に迅速かつ適切に対応できる危機管理体制の確立を図らなければならない。</p> <p>2 執行機関は、町民による自主防災組織の設立及び運営に関して必要な支援を行い、地域防災力の強化を図らなければならない。</p> <p>3 執行機関は、危機管理体制を強化するため、町民及び自主防災組織その他関係団体との連携及び協力を図らなければならない。</p> |